

# Hong Kong Tax Alert

22 May 2025  
2025 Issue No. 7

## 香港、IRDがHKICPAとの年次総会<sup>1</sup>にて事業所得税・印紙税に関するさまざまな税務上の取扱いについて明確化

IRDが明確化した税務上の取扱いには以下が含まれます。

- (i) 外国企業の香港支店が関与する包括承継による外国企業の合併は、内国歳入法(以下、「IRO」)のセクション61Aおよび61Bに規定される租税回避防止条項が適用されない場合、香港会社法に基づいて行われる適格合併と同様に扱われます。
- (ii) 強制積立基金(以下、「MPF」)またはその他の退職金制度への事業主拠出金と長期勤続金(以下、「LSP」)との相殺制度廃止に伴うLSP引当金の計上については、香港公認会計士協会(以下、「HKICPA」)が推奨する2つの会計処理方法のいずれを採用した場合でも、税務上損金算入が認められます。
- (iii) 一部の限定的な状況における片務的な税額控除を除き、香港での外国税額控除(以下、「FTC」)は、納税者が包括的二重課税回避協定(以下、「CDTA」)に基づいて国外で課税される場合にのみ認められます。そのため、納税者がCDTA締結国・地域に恒久的施設(以下、「PE」)を有していない場合、香港で課税対象となるサービス所得について当該CDTA締結国・地域で支払った税額は、香港での外国税額控除の対象とはなりません。PEが存在する場合、FTCの控除限度額は推定所得ではなく、実際の所得に基づいて算定する必要があります。
- (iv) 税務上の確実性向上スキーム(以下、「TCES」)の「税務上計上された(brought into account for tax purposes)」という用語は、売買目的の株式持分はTCESの対象外であることを示しています。
- (v) 香港財務報告基準第16号(以下、「HKFRS第16号」)におけるセール・アンド・リースバック取引の会計処理は複雑であるものの、税務上の判断は、損益計算書に計上された収益または費用が、非課税／損金不算入となる資本的項目か、課税／損金算入となる収益的項目かという点に基づいて行われます。
- (vi) ゼネラル・パートナーシップ(合名会社)またはリミテッド・パートナーシップ(有限責任組合)が解散する際に、当該パートナーシップが保有する香港株式または不動産を、各パートナーの出資比率に応じて分配する場合、香港において印紙税は課されません。

内国歳入局(以下、「IRD」)がこれらの問題に関して表明した見解は、IRDがIROの諸条項をどのように解釈するかを示したものにすぎません。

こうした見解は、これらの規定が一般的にどのように解釈されるかについて、一定のガイダンスになりますが、他の特定の事実状況に応じて条項の適用は異なる可能性があります。

これらの規定がご自身の会社にどのように適用されるかについて質問がございましたら、ご担当の税務専門家にご相談ください。

<sup>1</sup> 2024年度年次総会の議事録は、以下のリンクからアクセスできます。

[https://www.hkicpa.org.hk/-/media/Document/APD/TF/Tax-bulletin/035\\_May-2025.pdf](https://www.hkicpa.org.hk/-/media/Document/APD/TF/Tax-bulletin/035_May-2025.pdf)

## 香港支店が関わる外国企業との合併

外国企業との合併は「適格合併」に該当せず、適格合併は香港会社法に基づく2社以上の完全所有の香港法人の合併のみを対象としています。したがって、外国企業の香港支店が関与する外国企業間の合併については、IROのパート6Cおよびスケジュール17Jに基づく優遇税制が適用されません。

IROのパート6Cおよびスケジュール17Jに含まれる規定では、一般的に、被合併会社の事業を合併会社(すなわち、存続会社)に承継されるものとして扱うため、合併会社は合併の結果として通常は課税対象とはなりません。

IRDは、外国企業間の合併については、一般的に大陸法体系の法概念である「包括承継」という制度に基づいて行われていると説明しました。包括承継とは、ある法人の権利・義務を別の法人が人為的に継続することを指し、これにより被継承者のすべての権利・義務が自動的に継承者に移転・帰属することになります。香港が採用しているコモン・ロー制度には包括承継の概念は存在しませんが、香港法では、合併会社の登録・所在地の法律において包括承継による合併が認められる場合、そのような合併を認識して受け入れています。

### セクション61Aにおける資産・負債の承継に関する検討事項

したがって、IRDは、IROの適用上、外国企業の合併がセクション61Aの規定に基づく優遇税制を得るための目的で行われているものではないと判断した場合、存続企業への資産・負債の移転は法律上に基づいて行われるものとなり、売却とは見なされません。さらに、存続会社は原則として、可能な限り被合併会社と同一の法的地位を有するものと扱われます。このため、外国企業の合併に伴う資産・負債の移転により、通常、合併会社が香港において税務上の負債を負うことはありません。

### 合併前の欠損金に関するセクション61Aの検討事項

IRDは、セクション61Aが外国企業の合併に適用されるかどうかを検討するにあたり、その合併が独立企業間では通常生じない権利または義務を生み出したかどうか、すなわち、セクション61Aで考慮すべき7つの要素の1つが関連するとの見解を示しました。

このような検討においては、スケジュール17Jに定められた同一事業テスト、事業継続テスト、財源テスト、参入後テストなどの要素が重要となり、これらは、合併前の税務上の欠損金を、合併後の存続企業の課税対象利益に対してどの程度相殺できるか、またはそもそも相殺可能かどうかを判断する際に考慮される可能性があります。

以上のことから、IROのセクション61Aおよび61Bが適用されない場合、包括承継による外国企業の合併に対する税務上の取扱い、適格合併の場合と同様に扱われることを示しています。

### LSP引当金

香港では新法が制定され、2025年5月1日(施行日)以降、雇用主がMPFやその他の退職金制度への拠出金を、移行日前の期間に係るLSP支払義務と相殺する権利が廃止されることとなりました。

これまで多くの雇用主は、相殺メカニズムの下ではLSPに係る引当金額は軽微であったため、LSPに関する引当金を計上していませんでした。しかし、今回の相殺制度廃止に伴い、その金額が重要性を増す可能性があるため、従業員による過去の役務提供に対する費用として、LSPに関する引当金を一時の費用として財務諸表に計上する必要に迫られることになると考えられます。

IRDは、従業員が過去に提供した役務に対する費用のキャッチアップのための引当金は、雇用法の規定に従っている場合には、雇用主が通常負担する運営費用に相当すると示しました。したがって、このような費用は資本的支出ではなく収益的支出として扱われます。このため、この引当金に基づく費用はIROのセクション16(1)の下で損金算入の対象となります。

これは、HKICPAが認めた2つの同等に認められる会計処理方法<sup>2</sup>のいずれを採用した場合でも該当します。ただし、これら2つの異なる会計アプローチの下では、いずれの同一年度においても損益計算書に計上される金額が異なる可能性があることに留意する必要があります。

<sup>2</sup> HKICPAが推奨した、同等に認められるこれら2つの会計処理方法の基礎と会計仕訳については、以下のリンクからアクセスできます。  
<https://www.hkicpa.org.hk/-/media/HKICPA-Website/New-HKICPA/Standards-and-regulation/SSD/gMPFLSP.pdf>

IRDは、引当金の計上額を算定するための再測定や損益の計算において、これらの金額が財務諸表上では損益計算書ではなく、その他の包括利益(以下、「OCI」)として計上される場合があることに言及しました。ただし、IRDはOCIに計上された金額についてもLSPの一部と取り扱うとの見解を示しています。そのため、これらの金額は状況に応じて課税対象または損金算入の対象となります。

IRDが上記のように、HKICPAが税務上認めた2つの同等に適切な会計処理方法のいずれかを受け入れることは、Secan事件の終審法院においてミレット卿が述べた課税原則<sup>3</sup>と一致しています。

「納税者が財務諸表をこれら2つの異なる会計基準のいずれかに基づいて適正に作成できる場合、内国歳入局長官は、納税者が採択した会計基準に基づいて課税所得を算定する権限を有するとともに、その義務も負っている。これは、長官には、内国歳入法の規定と矛盾する場合を除き、納税者が採用した財務諸表作成の基準を変更する権限が与えられていないためである...」

IRDは別の機会において、実務上の取扱いとして、LSPの損金算入については、二重控除とならないことを条件に、会計処理に従わずに「支払時基準」での申告も認める意向も示しています。

## 外国税額控除(FTC)の算出

問題となったのは、香港居住納税者がみなし利益ベースで受け取ったサービス所得に関して中国本土で税金を支払い、そのサービス所得が香港でも課税対象となる場合について、香港で税額控除の対象となるかどうかという点でした。

IRDは、香港と中国本土間のCDTAの規定のもとでは、香港居住納税者の事業利益について、そのサービス所得が帰属するPEが中国本土に存在する場合にのみ、中国本土で課税対象となると指摘しました。それ以外の場合、香港居住納税者の事業利益としてのサービス所得は、当該CDTAの第7条に基づいて中国本土で課税対象とはならないとしています。

さらに、当該CDTAの第21(2)条では、香港居住納税者が中国本土源泉所得を得た場合、当該CDTAの規定に従って中国本土で支払った税金は、当該居住者に課せられる香港の税額から控除することができると認めています。

何らかの理由により、PEが存在しないにもかかわらず、中国本土の税務当局がサービス所得に対してみなし利益ベースで課税した場合、その課税は当該CDTAの規定に従ったものではありません。したがって、このような基準に基づいて中国本土で支払われた税金については、香港では税額控除または損金算入のいずれも認められません。

このような場合、課税に対する異議申し立てにもかかわらず、中国本土の税務当局が当該サービス所得への課税を主張した場合、納税者はIRDに対し、CDTAに基づく相互協議手続きの適用を求めることを通じて、中国本土の税務当局との紛争解決を図ることが可能です。

香港居住納税者が中国本土にPEを有する場合、当該PEに帰属するサービス所得についてみなし利益ベースで支払われた税金は、そのサービス所得が香港で国外源泉所得として申告できないという非常に稀な状況においてのみ、香港で税額控除の対象となります。

ただし、香港で控除可能なFTCは、IROの規定の下で、みなし利益ベースではなく、実際の利益に基づいて計算されたサービス所得に関して、香港で支払われる事業所得税に限定されます。

したがって、みなし利益ベースで計算されたサービス所得に関して中国本土で支払った税額が、IROに基づく実際の利益ベースで計算された税額を上回る場合、その超過部分は香港での外国税額控除の対象とはなりません。さらに、この超過部分は香港で税務上も損金算入することができません。

IRDが上記で説明した香港におけるFTCの請求基準は、香港居住納税者が中国本土に設立した駐在員事務所(以下、「RO」)に関して支払った税額にも適用されるようです。中国本土では、ROの費用総額を基にみなし利益で課税されるケースが多く見受けられます。

つまり、ROの活動が許可された範囲を超えている場合、当該ROが香港居住納税者の営業支店またはPEでない限り、ROの活動に関して中国本土で発生した法人所得税は、香港では税額控除や損金算入の対象にならないということです。

<sup>3</sup> *Commissioner of Inland Revenue v Secan Ltd. & Ranon Ltd.* 5 HKTC 266

## TCESにおける香港株式の売却益の非課税扱いについて

TCESの下では、一定の条件を満たすことを前提に、投資家が少なくとも24カ月間保有してきた被投資企業の総持分の15%以上を占める株式持分の譲渡に伴う国内源泉所得は、自動的に非課税の資本性譲渡益と見なされます。つまり、非課税の請求額は、通常、6つの「badges of trade」分析が不要となります。

TCESに基づく上記のルールの例外として、保有する株式持分が「税務上計上された」場合が挙げられます。

IRDは、TCESの「税務上計上された」という語は、納税者のトレーディング目的の株式持分がTCESの対象とならないという意味であると説明しました。

例えば、持分(特定株式持分)から生じた未実現公正価値損益、または持分価値の減少に対する引当金が、課税年度の査定または損益計算書に計上されていた場合、その金額は「税務上計上された」と見なされ、当該特定株式持分はTCESの対象とならない売買目的の株式と見なされます。

IRDは、資本性金融商品を保有する納税者が、IROのセクション18Gに基づく特定の報告基準(基本的には公正価値会計)に従って財務諸表を作成しなかった場合、またはセクション18に基づいて税務上の公正価値会計を選択していない場合、その資本性金融商品から生じた利益や損益は実現ベースで課税されます。このような状況下では、TCESの下では、評価損計算書に含まれる資本性金融商品の実際の譲渡から生じた損益のみが「税務上計上された」と見なされます。

前段のIRDの説明は、特定の状況に関連していると考えられます。例えば、同一取引にて取得し、被投資企業の総持分の少なくとも15%を占め、24カ月以上保有されていた株式持分の一部の譲渡に伴う過去の損益が、すでに課税査定の対象となっているか、または損金算入の対象として取り扱われる場合です。このような場合、残りの株式持分の譲渡から得られる利益は、TCESの対象外となります。

## HKFRS 16に基づくセール・アンド・リースバック取引の税務上の取扱い

HKFRS第16号では、元の所有者(売主兼借主)による資産のセール・アンド・リースバックの会計処理は複雑です。

概念上、資産の元の所有者である売主兼借主は、セール・アンド・リースバック取引において買主に資産を売却する前に、資産の使用権(以下、「ROU」)を有していると考えられます。したがって、HKFRS第16号では、セール・アンド・リースバック取引は、リースバック取決めの条件の下で売主兼借主がROUの一部を保持していると扱われます。

簡単にいうと、リースバック期間の各年度における複雑な会計処理の下で損益勘定に計上される金額は、一般的に(i)リースバック期間のリース料を表す金額と、(ii)買主への資産売却時にこれまで認識されていなかった損益を表す金額が含まれます。

IRDは、関連する税務原則は、損益計算書に計上される金額が課税対象外の資本性項目に該当するか、または損金算入可能な収益性項目に該当するかを判断するという点であると示しました。

この税務原則を適用すると、上記(i)の金額については、リースバック期間中に香港で課税対象利益を生み出す目的で当該資産を使用した場合、セクション16(1)に基づく損金算入可能な収益項目となります。一方、(ii)の金額については、売却資産が売主兼借主の固定資産であった場合、IROのセクション17(1)に基づく損金不算入の資本性損失、またはIROのセクション14(1)に基づく非課税利益となります。

HKFRS第16号に基づくセール・アンド・リースバック取引の会計処理に関する詳細については、2024年度年次総会議事録の項目A1(a)をご参照ください。

## 印紙税 – ゼネラル・パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップの解散に伴う香港株式または不動産の分配

一般的に、会社の解散に際し、その香港に所在する株式または不動産を各パートナーの持株比率に応じてパートナーに分配する場合、香港では印紙税は課されません。IRDは過去、このような分配は印紙税法(以下、「SDO」)のセクション27(5)に基づき、香港の株式または不動産の実質的所有権の変更には該当しないとの見解を示しました。

問題となるのは、ゼネラル・パートナーシップまたはリミテッド・パートナーシップの解散時に、パートナーの資本勘定に応じて香港の株式または不動産をパートナーに比例配分する場合にも、同様の規則が適用されるかどうかという点です。

IRDは、関係する資産がパートナーシップの資産である場合、同じ規則がそのような分配に適用されると示しました。

IRDは、株式または不動産がパートナーシップの財産であるかどうかについては、パートナーシップ法(香港法第38章)のセクション22(1)の下で、(i)当初からパートナーシップの資産として購入されたもの、(ii)当該組合のために取得されたもの、(iii)パートナーシップ事業の目的・過程において取得されたもの、という条件を満たしているかどうかによって判断されると説明しました。さらに、これらの株式または不動産はパートナーシップ契約の目的のためにのみ、パートナーが保有・利用する必要があります。



Hong Kong office

Jasmine Lee, Managing Partner, Hong Kong & Macau  
 27/F One Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong  
 Tel: +852 2846 9888 Fax: +852 2868 4432

Non-financial Services			Financial Services	
Wilson Cheng Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com			Paul Ho Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	
Business Tax Services/Global Compliance and Reporting			Business Tax Services/Global Compliance and Reporting	
Hong Kong Tax Services			Hong Kong Tax Services	
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	Jacqueline Chow +852 2629 3122 jacqueline.chow@hk.ey.com	Ryan Dhillon +852 3752 4703 ryan.dhillon@hk.ey.com	Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	Ming Lam +852 2849 9265 ming.lam@hk.ey.com
Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com	Ada Ma +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com	Jennifer Kam +852 2846 9755 jennifer.kam@hk.ey.com	Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com	Helen Mok +852 2849 9279 helen.mok@hk.ey.com
May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com	Leo Wong +852 2849 9165 leo.wong@hk.ey.com	Customer Tax Operations and Reporting Services	
Ricky Tam +852 2629 3752 ricky.tam@hk.ey.com	Susan Kwong +852 2629 3117 susan.tm.kwong@hk.ey.com		Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	Francis Tang +852 2629 3618 francis-ks.tang@hk.ey.com
China Tax Services			US Tax Services	
Ivan Chan +852 2629 3828 ivan.chan@hk.ey.com			Camelia Ho +852 2849 9150 camelia.ho@hk.ey.com	
Payroll Operate			Accounting Compliance and Reporting	
Vincent Hu +852 3752 4885 vincent-wh.hu@hk.ey.com	Linda Liu +86 21 2228 2801 linda-sy.liu@cn.ey.com	Cecilia Feng +852 2846 9735 cecilia.feng@hk.ey.com	International Tax and Transaction Services	
International Tax and Transaction Services			International Tax Services	
Winnie Kwan +852 2629 3211 winnie.yw.kwan@ey.com	Sangeeth Aiyappa +852 2629 3989 sangeeth.aiyappa@hk.ey.com	Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com	Sophie Lindsay +852 3189 4589 sophie.lindsay@hk.ey.com	Maggie Mang +852 3471 2759 maggie.mang@hk.ey.com
Transfer Pricing Services			Transfer Pricing Services	
Kenny Wei +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com			Ka Lok Chu +852 2629 3044 kalok.chu@hk.ey.com	Justin Kyte +852 2629 3880 justin.kyte@hk.ey.com
Transaction Tax Services			Transaction Tax Services	
Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	Jasmine Tian +852 2629 3738 jasmine.tian@hk.ey.com	Emma Campbell +852 2629 1714 emma.ef.campbell@hk.ey.com	Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com	
People Advisory Services			Tax Technology and Transformation Services	
William Cheung +852 2629 3025 william.cheung@hk.ey.com	Christina Li +852 2629 3664 christina.li@hk.ey.com	Emily Chan +852 2629 3250 emily-my.chan@hk.ey.com	Robert Hardesty +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com	
Winnie Walker +852 2629 3693 winnie.walker@hk.ey.com	Paul Wen +852 2629 3876 paul.wen@hk.ey.com			
Asia-Pacific Tax Center				
Tax Technology and Transformation Services			International Tax and Transaction Services	
Albert Lee +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com			US Tax Desk	
			Jeremy Litton +852 3471 2783 jeremy.litton@hk.ey.com	

## EY | Building a better working world

EY is building a better working world by creating new value for clients, people, society and the planet, while building trust in capital markets.

Enabled by data, AI and advanced technology, EY teams help clients shape the future with confidence and develop answers for the most pressing issues of today and tomorrow.

EY teams work across a full spectrum of services in assurance, consulting, tax, strategy and transactions. Fueled by sector insights, a globally connected, multidisciplinary network and diverse ecosystem partners, EY teams can provide services in more than 150 countries and territories.

### All in to shape the future with confidence.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients, nor does it own or control any member firm or act as the headquarters of any member firm. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via [ey.com/privacy](https://ey.com/privacy). EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit [ey.com](https://ey.com).

#### About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

© 2025 Ernst & Young Tax Services Limited.  
All Rights Reserved.

APAC no. 03022891  
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

[ey.com/china](https://ey.com/china)

#### Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

